

食品安全委員会（第654回会合）議事概要

日 時:平成29年6月20日(火) 14:00~14:50

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者:報道 1名、行政機関 5名、一般 5名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 3品目

[1] 亜鉛 [2] カプリン酸グリセリル
[3] グリセリンクエン酸脂肪酸エステル

- ・ 農薬 3品目

[1] アミスルブロム [2] クロルピクリン
[3] ジメテナミド

- ・ 飼料添加物 1品目1案件

[1] 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛
[2] 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の改正について

→厚生労働省から説明

農薬「アミスルブロム」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「ジメテナミド」については、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められることから、農薬専門調査会で調査審議することとなった。

食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質のうち「カプリン酸グリセリル」及び「グリセリンクエン酸脂肪酸エステル」並びに農薬「クロルピクリン」については、農薬専門調査会で審議することとなった。

→厚生労働省及び農林水産省から説明

食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の

うち「亜鉛」及び飼料添加物「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛」については、肥料・飼料等専門調査会で審議することとなった。

→農林水産省から説明

飼料添加物「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の改正」については、「ケイ酸及び無水ケイ酸は軽質無水ケイ酸と同様に、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の別表第2の「3 飼料添加物一般の製造の方法の基準」（6）において賦形物質等として掲げられている物質であり、これまで飼料として使用され、人の健康に及ぼす悪影響は確認されていないこと、製造の方法の基準における添加上限を変更したとしても、飼料に移行する量を試算するとごく微量であり、同省令上も賦形物質等の上限は設定されていないこと等から、本改正によって人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。」との審議結果が了承され農林水産大臣に通知することとなった。

（2）企画等専門調査会における審議結果について

・平成28年度食品安全委員会運営状況報告書について

→事務局から説明

平成28年度食品安全委員会運営状況報告書について、一部修正のうえ案のとおり決定された。